

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	土砂埋立て等に係る緊急の措置命令	
根拠法令・条項	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第8条第2項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>(土砂埋立て等による崩落等の防止)</p> <p>第8条 土砂埋立て等を行う者は、当該土砂埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、及び流出しないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2市長は、土砂埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、災害の防止上若しくは生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等を行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、上記第8条第2項の規定は、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。その他についても行政手続条例の同規定に該当するときは、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	